

# 鳥取県市町村職員共済組合貯金規程

(平成21年4月1日一部改正)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第112条第1項第3号及び鳥取県市町村職員共済組合法第39条第2号の規定に基づき、組合員(任意継続組合員を含む。以下同じ。)の貯金の受入れ及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(会計組織)

第2条 この規程による貯金に関する収支の経理は、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第6条第1項第8号に規定する貯金経理において行なう。

2 この規程に定める貯金業務を行なうため、理事長が別に定める取引金融機関と所要の契約を結び行なうものとし、当該金融機関に貯金経理口座(以下「貯金口座」という。)を設けるものとする。

(貯金の種類)

第3条 貯金の種類は、積立貯金とする。

## 第2章 積立貯金

(貯金の契約期間等)

第4条 積立貯金(以下「貯金」という。)の契約期間は、預け入れの月から組合員の資格を喪失する日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、貯金の預け入れをしている者(以下「貯金者」という。)が臨時に資金を必要とするときは、契約期間

中であっても解約又は一部払戻をすることができる。

(貯金の預入額及び預け入れの方法)

第5条 貯金の預入額は、1,000円以上とし、1,000円単位とする。ただし、鳥取県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)及び財団法人鳥取県市町村職員互助会が給付金等を貯金者の貯金口座に振り込むときはこの限りでない。

2 預け入れの方法は、次のとおりとする。ただし、任意継続組合員にあっては、第3号によるものとする。

(1) 定例積立 給料から一定の額を積み立てるもの

(2) 賞与積立 6月及び12月の期末手当等から一定の額を積み立てるもの

(3) 臨時積立 希望するときに希望する額を積み立てるもの

3 前項第1号及び第2号の額は随時変更できるものとする。

(貯金の利率)

第6条 貯金の利率は、年0.8パーセントとする。

(貯金利率の改定)

第7条 前条に規定する貯金の利率は、第4条第1項に規定する契約期間中であっても、経済情勢等の変動により必要があると認められる場合に限り、改定することができるものとする。

(利息の計算等)

第8条 貯金の利息計算は、毎年2回、9月末日及び3月末日に行なう。ただし、第4条第1項の規定により貯金の契約期間が満了したとき、又は同条第2項の規定により解約したときは、その都度行なうものとする。

2 貯金の付利単位は100円とし、利息に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 貯金の利息は、計算の都度元金に繰り入れるものとする。

4 貯金の利息は、貯金口座に入金の日の属する月の翌月の初日から、契約期間満了の日又は解約の日までの期間について計算するものとする。

(貯金の申込み手続等)

第9条 新たに貯金をしようとする者は、貯金加入申込書(様式第1号)により所属所長を経て組合へ申し込むものとする。

2 貯金者で臨時積立を申し込み、又は定例積立及び賞与積立の金額を変更しようとする者は、貯金申込書・貯金額変更届(様式第2号)を所属所長を経て組合へ提出するものとする。

(貯金の払込み)

第10条 前条の規定により、貯金の申込み又は積立金額の変更があったときは、所属所長又は給与からの引き取り及び払込みの依頼を受けた者は、給与から申し込み、又は変更後の積立金額を控除し、貯金口座へ払い込むとともに、貯金送付報告書(様式第3号)を組合へ送付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時積立については貯金者が直接組合の貯金口座へ払い込むことができるものとする。

(貯金台帳の交付等)

第11条 組合は、前条の払込みがあったときは、貯金台帳を所属所長に送付しなければならない。

2 前項に規定する貯金台帳は、便宜、所属所長において保管し、貯金者の請求があったときは、いつでもこれを閲覧に供しなければならない。

3 前条及び前2項の規定は、第2回以降の貯金の払込みについて準用する。

(貯金現在残高通知書の作成及び配付)

第12条 組合は、第8条本文の規定による利息計算後、貯金者別の貯金現在残高通知書を作成し、所属所長を経て貯金者へ送付するものとする。

(貯金の解約又は一部払戻)

第13条 第4条第1項の規定により貯金の契約期間が満了し、又は同条第2項の規定により貯金の解約又は一部払戻(1,000円以上1,000円単位とする。)をしようとする者は貯金解約・一部払戻請求書(様式第4号)を、所属所長を経て組合に提出するものとする。

2 貯金者の死亡に伴う解約手続きは、貯金解約請求書(様式第4号)に死亡した者の遺族であることを証明する書類(遺族がない場合は遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証明する書類)及び振込先のわかる書類を添えて請求するものとする。

3 組合は、第1項の請求を受けたときは、貯金送金通知書を所属所長を経て当該貯金者へ送付するとともに、当該元金又は一部払戻金を給付金等振込指定口座に送金するものとする。ただし、前項に該当する場合については、指定された振込先に送金するものとする。

(改印届)

第14条 貯金者が、第9条の規定により申し込みしたときの届出印鑑を改めようとするときは、改印届(様式第5号)を所属所長を経て組合に提出するものとする。

(任意継続組合員の手続等)

第15条 任意継続組合員の貯金手続等については、第9条から前条までの規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(他の組合へ異動する者の取扱等)

第16条 貯金者が期限を有して他の組合の組合員となり、期限満了において元の組合に復帰することが確実とされる場合の取扱いについては、理事長が別に定める。

## 第3章 雑則

(口座番号)

第17条 貯金者の口座番号は、組合員証の記号番号と同一とする。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は、理事長が定める。

附 則 (平成17. 5. 1)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 6. 1)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20. 4. 1)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 4. 1)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。